

空手道詳説（29）

第2章 沖縄史の概説

4 沖縄史の概略（その5. 薩摩藩の琉球侵略）

（4）敗戦後の琉球

① 鹿児島から江戸へ



尚寧王絵図

鹿児島に俘虜として幽閉された尚寧王以下の一行は、翌1610年尚寧王と高官たちが薩摩藩主の島津家久（忠恒）に伴われ江戸へと向かった。

途上、駿府（駿河の国の国府、現在の静岡市）にいた徳川家康に謁見した。家康は1603年に江戸幕府を開いた後、1605年に三男秀忠に将軍職を譲り、駿府城に居住し大御所政治を展開していたため、家康への表敬は欠かせないものであった。

ところが、尚寧王に随行していた摂政で弟君の具志頭朝盛（1578～1610年、第二尚氏王統初めての摂政）が病を得て、

8月21日この地で亡くなってしまった。この時、家康と尚寧が拝謁して2週間後とあるから、家康拝謁は8月7日前後となる。

尚寧王にとっては、単に身内の死という悲しみとともに、いままで片腕となって国政を司ってきた摂政の死には、大きな打撃を受けてしまった。

この思いを聞いた家康は、その死を哀れみ、特に命じて駿府の清見寺（清水区興津、臨濟宗妙心寺）で葬儀を行い葬らせたので、王子はその後「駿河王子」と呼ばれるようになった。

清見寺は東海道街道沿いにある、後の「江戸上り」（幕府への琉球使節団）の使者は、必ず途上で清見寺を詣でるのが慣例となった。

墓所は現存するが、遺骨は明治4年の廃藩置県（1871年）後、朝盛の子孫により沖縄の小禄御殿墓（おろくうどうんばか、宜野湾市）に分骨移葬されたと伝わるが詳らかでない。

右は、清見寺の全容を写した写真である。手前に見える線路はJR東海道本線で、更に手前には旧東海道があった。



8月28日、一行は江戸城にて二代将軍・徳川秀忠に謁見した。

家久は、秀忠から琉球の支配権を承認された。更に、尚寧王に対し奄美諸島の割譲を申し渡し、これを島津氏の直轄地とした。

以上によって、琉球国は徳川幕藩体制下に従属する状勢が、名実ともに成立することになった。

以降、薩摩藩は琉球国に対し、政治、経済、対外交渉、文化に至るまで徹底した支配を強める中で、外見上は明の冊封国（独立国）として存続させる一方、対明貿易をはじめとする収益を余すところなく吸い上げる仕組みを作り上げていった。

明言できることは、薩摩藩は、琉球への侵攻を目論んだその思惑どおり、着々と実行に移したのである。

② 起請文のこと

起請文（きしょうもん）だが、「起請」とは広辞苑によれば「神仏に誓いを立て、自分の行為・言説に偽りのない旨を記すこと。またその文書。」とある。誓いを立てる部分を「前書」、神仏を称して偽れば天罰被ると呪詛をかける部分を「神文」という。



島津家久藩主に提出し起請文は、「島津家文書」

の中に残っていて、国宝に指定されているのが、上部の写真である。

この文書からでは読み取り難いと思うので、「喜安日記」の中に記載（65～67頁）あったので、次に文章を掲載する。

既述のとおり、起請文への署名は9月19日である。しかし、遡る10日には「琉球国知行高目録」により89000石（粃高、粃による石数。後に誤りが分かり3000石減石）の年貢米と、膨大な特産品の物納が示達されている。

この起請文提出をもって、島津氏から尚寧が琉球の地領を安堵されるという、極めて屈辱的な関係が成立し、独善的かつ高圧的な治世は徳川幕府承認のもとに開始された。

申し訳ないが、筆者は漢文の素養に乏しく、現代文に置き換えて説明するのには、誤った表現となつては失礼にあたる。掲載文は、読者諸氏のご高見によってご理解いただきたいことご容赦あれ。

起請文は、尚寧王の分と、他の高官たちが署名したものと二通あって、文面にも差異がる。

敬白天罰社起請文の事

一、琉球の儀、自_レ往古_ニ為_レ薩州島津氏の附庸_一、依_レ之_ニ太守被_レ讓_レ其位_一之時は、敵_艦船_ヲ以_テ奉_レ祝_焉。或時は以_テ使者使_レ借_レ、獻_レ陋邦_ノの方物_一、其礼義終_レ無_レ怠矣。就中大閣秀吉公の御時、被_レ定置_一者、相附薩州_一、係役諸式可_レ動相_一旨、雖_レ無_レ其疑_一、遠國の故、不_レ能_レ相達_一、右の御法度多_レ罪々々。因_レ茲球國被_レ破却_一、且得_レ寄_レ身_ニ於_レ貴國_一上者、永止_レ掃_レ郷_ノの思_一、宛_レ如_レ鳥_ノの在_レ籠_中、然_レ処_レ家久公有_レ御哀憐_一、非_レ密_ニ遂_ニ掃_レ郷_ノの志_一、刻_レ諸島_一以_テ賜_レ我_レ其履_一、如_レ此の御恩、何以可_レ事_ニ謝_一之_レ哉、永々代々對_レ薩州の州君_一、毛頭不_レ可_レ存_レ疎意_一事。

一、至_レ子々孫々_一、讓_レ与_レ此靈社起請文の草案_一不_レ可_レ忘_レ御厚恩_一の旨、可_レ令_レ相_レ傳_一事。

一、所_レ被_レ相_レ定_一の御法度、曾_レ以_レ不_レ可_レ致_レ違_レ乱_一事。

右条々偽_レ於_レ有_レ之_者、專_ニに御神文あり、大乘院にて書_レ焉。

慶長十六年九月十九日向_レ寧王御判

次に侍衆も起請文を書て奉_レ上_ル。

敬白、天罰社起請文之事

一、琉球之儀、自_レ往古_ニ為_レ薩州の附庸_一の条、諸事可_レ相_レ隨_レ御下知_一之處に、近年依_レ致_レ無_レ佐_次被_レ成_レ破却_一、始_レ國王_一王子并侍衆に至_レ迄召_レ寄_レ貴邦_一上は、再掃_レ郷_ノの思を止め候_レ処、家久様以_テ御哀憐_一被_レ為_レ掃_レ郷_一、加之、過分の御知行被_レ宛_レ行_一、喜悅の眉を開_レ候。如何でか如_レ斯可_レ事_ニ謝_レ御厚恩_一候_レ哉、永く代々奉_レ對_レ薩州君_一、不_レ可_レ奉_レ存_レ疎意_一候事。

一、若琉球の輩、忘_レ右の御厚恩_一、企_レ惡_レ逆_一者有_レ之_而、繼_レ國王_一雖_レ為_レ其旨同心、唯今の此起請文連署の輩は、屬_レ薩州の御幕下_一、毛頭逆心無_レ道_一に不_レ可_レ想_レ隨_一の事。

一、此靈社起請文の草案、銘々写置、讓_レ与_レ子々孫々_一、奉_レ對_レ薩州_一、不_レ可_レ致_レ不_レ忠_一の旨、可_レ令_レ相_レ傳_一候事。

右の旨、若_レ於_レ偽_レ甲上者、此次に神文諏訪の座主被_レ書_レ焉。

慶長十六年九月十九日、各連判ありて奉_レ捧_レ之_、御_レ檢_レ使_レは相_レ良_一日向_レ守_レ也。

参考文献等（発行年月は著書に記載のまま）

- ・ 宮城栄昌著「沖縄の歴史」、昭和 43 年 11 月 26 日初版、日本放送出版協会発行
- ・ 新里恵二著「沖縄史を語る」、1970 年 9 月 1 日初版、(株)勁草書房発行
- ・ 池田奉秀著「古流現代空手道集義第一巻」、昭和 50 年 7 月 25 日初版、日本空手道常心門出版部発行
- ・ 喜納大作、上里隆史共著「琉球王国のすべて」、2012 年 6 月 20 日初版、(株)河出書房新社発行
- ・ 上里隆史著「オモシロ琉球・沖縄史」2011 年 6 月 25 日初版、(株)角川学芸出版発行
- ・ 外間守善著「沖縄の歴史と文化」1686 年 4 月 25 日初版、(株)中央公論新社発行
- ・ 比嘉朝進著「歴史・伝説にみる沖縄女性」2005 年 12 月初版、那覇出版社
- ・ 「空手道・保存版」、執筆者・大塚博紀他 31 名、昭和 52 年 3 月初版発行、株式会社創造
- ・ 山里永吉著「首里城内の女たち」昭和 47 年 4 月 20 日初版、閣文社発行
- ・ 沖縄県教育庁文化課編集「中山世鑑」昭和 57 年 10 月 15 日、沖縄県教育庁発行